

独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案要綱

第一 センターの目的及び業務の範囲

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の目的及び業務の範囲に関する規定に、消費生活に関して消費者又は消費者契約法に規定する差止請求を行う適格消費者団体と事業者との間に生じた民事上の紛争（以下「消費者紛争」という。）のうち、その解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるもの（以下「重要消費者紛争」という。）の解決を図ることを加えること。

（第三条及び第十条関係）

第二 紛争解決委員会

一 設置、権限等

- 1 センターに紛争解決委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。
- 2 委員会は、重要消費者紛争の解決のための和解の仲介及び仲裁の手続（以下「重要消費者紛争解決手続」と総称する。）の実施その他この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。

3 委員会は、独立してその職権を行うものとする。 (第十一条関係)

二 組織、委員の任命等

1 委員会は、委員十五人以内をもって組織するものとする。 (第十二条第一項関係)

2 委員は、法律又は商品若しくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命するものとする。 (第十三条第一項関係)

3 重要消費者紛争解決手続に参加させるため、委員会に、特別委員を置くことができるものとする。 (第十六条第一項関係)

4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

(第十七条第一項関係)

第三 和解の仲介

一 手続の開始

重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、和解の仲介の申請をすることができるものとする。 (第十九条第一項関係)

二 仲介委員

1 和解仲介手続は、一人又は二人以上の仲介委員によって実施するものとする。

2 仲介委員は、中立かつ公正な立場において、和解仲介手続を実施しなければならないものとする。

と。

(第二十条関係)

三 出席及び文書等の提出の要求

仲介委員は、和解の仲介を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、和解仲介手続への出席又は事件に係る関係のある文書若しくは物件の提出を求めることができるものとする。

(第二十二条関係)

四 和解案の受諾勧告

仲介委員は、和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができるものとする。

(第二十五条関係)

五 手続の終了

1 仲介委員は、申請に係る重要消費者紛争がその性質上和解の仲介をするのに適当でないと認めると

き等は、和解仲介手続を終了させなければならないものとする。

2 仲介委員は、和解仲介手続によつては当事者間に和解が成立する見込みがないと認めるときは、和解仲介手続を終了させることができるものとする。

(第二十六条関係)

六 時効の中断

五の2により仲介委員が和解仲介手続を終了させた場合において、和解の仲介の申請をした者がその手続を終了させた旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解仲介手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなすものとする。

(第二十七条関係)

七 訴訟手続の中止

重要消費者紛争について当該重要消費者紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、当該重要消費者紛争について、当該重要消費者紛争の当事者間において和解仲介手続が実施されていること等の事由があり、かつ、当該当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができるものとする。

(第二十八条第一項関係)

第四 仲裁

一 手続の開始

1 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、仲裁の申請をすることができるとすること。

2 当事者の一方がする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならぬものとする。

(第二十九条関係)

二 仲裁委員

1 仲裁の手続は、一人又は二人以上の仲裁委員によって実施するものとする。

2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、委員長が指名するものとする。ただし、当事者の合意による選定がされなかったときは、委員又は特別委員のうちから委員長が指名するものとする。

3 仲裁委員は、中立かつ公正な立場において、仲裁の手続を実施しなければならないものとする。

(第三十条関係)

三 文書等の提出の要求

仲裁委員は、仲裁を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができるものとする。

(第三十一条関係)

第五 雑則

一 結果の概要の公表

委員会は、和解仲介手続又は仲裁の手続が終了した場合において、必要と認めるときは、それらの結果の概要を公表することができるものとする。

(第三十六条関係)

二 義務履行の勧告

委員会は、和解又は仲裁判断で定められた義務について、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、当該義務の履行に関する勧告をすることができるものとする。

(第三十七条第一項関係)

第六 消費者紛争に関するセンターのその他の業務

一 訴訟の準備又は追行の援助

センターは、和解仲介手続によつて重要消費者紛争が解決されなかつた場合において、和解の仲介の申請をした消費者が当該和解仲介手続の目的となつた請求について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行の用に供するための資料（重要消費者紛争解決手続において当事者が提出したものを除く。）で内閣府令で定めるものを提供することができるものとする。　（第四十条第一項関係）

二 情報の収集、公表等

センターは、消費者紛争の発生を防止するため、消費生活に関する情報を有する地方公共団体その他の者に対し、当該情報の提供を依頼することができるものとし、当該情報その他収集した消費生活に関する情報を整理し、及び分析し、必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知するものとする。　（第四十二条関係）

第七 罰則

所要の罰則を設けるものとする。

（第四十七条及び第四十八条関係）

第八 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第一条関係)